

日本視覚障害者卓球連盟公認審判員(審査・認定)規程

(総則)

第1条 日本視覚障害者卓球連盟(以下、本連盟)審判部(以下、本審判部)はその目的を達成するために公認審判員制度を設け、そのスムーズな運営を行うために日本視覚障害者卓球連盟公認審判員(審査・認定)規程(以下、本規程)を定める。

(公認審判員の資格)

第2条 本連盟の公認審判員はルールに精通し、かつ、卓球競技の運営および審判実務に当たって、正しい判断のもとに迅速的確な処置を取りうる者でなければならない。また、A級・B級公認審判員は、本規程中の公認審判員審査条項に定める資格に応じ、運営委員長や正・副審判長を務めたり、審判員の指導・養成が出来る者でなければならない。

(公認審判員の資格区分)

第3条 本規程に定める公認審判員の資格区分は次のとおりとする。

- (1) 名誉審判員
- (2) A級公認審判員
- (3) B級公認審判員
- (4) C級公認審判員

(公認審判員の認定)

第4条 第3条に掲げる各公認審判員の審査は、本規程中の公認審判員審査条項によるものとする。

2 公認審判員の養成講習・認定審査の講師は、本部会で指名した者が行う。

(公認審判員手帳等)

第5条 各公認審判員に認定された者は、所定の費用を本審判部に納付し、審判手帳・ネームプレートの交付を受けなければならない。審判手帳には各自で写真を貼付しなければならない。

2 公認審判員として活動するときは交付された審判手帳を携帯し、ネームプレートを左胸に見えるように付けなければならない。

3 公認審判員は別に定める公認審判員実務の手引きに準じた活動を行わなければならない。

(公認審判員の罰則)

第6条 各公認審判員が適正を欠く行為を行った場合、本審判部の審議を経て資格の停止・降格もしくは除名をすることがある。

(名簿)

第7条 本審判部は、各級の公認審判員名簿を作成し、必要な連絡を行うものとする。

(公認審判審査と認定)

第8条 本連盟の、A級公認審判員・B級公認審判員・C級公認審判員の審査および認定は、本連盟審判部規程と本規程によって行うものとする。

(講習会及びテスト)

第9条 本審判部は、審査のため、講習会及びテストを実施する。

2 テストは、筆記・実技により行うが、必要により面接を行うことができる。

3 C級公認審判員のテストは当面免除する。

4 講習会の講師の委嘱並びに講習内容・テスト方法・テスト内容、テスト結果の審査の各認定業務は、その都度本審判部が行う。

5 分割受講をする場合は2回まで認める。初回受講の有効期間は3年間とする。

(名誉審判員)

第10条 本連盟のルールに精通し、本審判部が認めた者を名誉審判員とすることができる。

(A級書類審査)

第 11 条 A級公認審判員は、次の各項を満たし、所属する都道府県またはブロックの審判代表から申請のあった者について書類審査をし、所定の受講、受験の可否を判断する。

2 B級公認審判員資格を取得して、3年目に該当する者。又は更新手続きが終わっている者。

3 B級公認審判員資格の取得後、STTルールで行われ本連盟が認める全国大会の準決勝・決勝、並びに国際競技会の主審または副審、全国大会の正副委員長、副審判長、ブロック大会・都道府県・政令都市大会の審判長のいずれかを、2大会以上で務めた者。

4 講師経験のある者。

(B級書類審査)

第 12 条 B級公認審判員は、次の各項を満たし、所属する都道府県またはブロックの審判代表から申請のあった者について書類審査をし、所定の受講、受験の可否を判断する。

2 C級公認審判員資格を取得して、3年目に該当する者。又は更新手続きが終わっている者。

3 C級公認審判員資格を取得後、STTルールで行われ本連盟が認める各都道府県や政令都市大会以上の規模の大会で、主審を2大会以上で務めた者。

4 (財)日本卓球協会の公認審判員の資格を有する者。又は本審判部が行うテストにおいて同等の能力を有すると認められた者。

5 年齢 20 才以上の者。

(C級書類審査)

第 13 条 C級公認審判員は、次の各項を満たし、所属する都道府県またはブロックの審判代表から申請のあった者について書類審査をし、所定の受講、受験の可否を判断する。

2 中学校卒業以上の者。

3 各地方大会や練習試合などで、審判経験が豊富である者。

(格付け基準)

第 14 条 A級公認審判員のテスト結果に於ける審査基準を次のとおりとする。

(1) 本連盟が主催する全国大会の、正副委員長あるいは審判長として競技運営の全責任を負い、円滑な施行に十分な能力があると認められる者。

(2) 本連盟並びに(財)日本卓球協会のルールに精通し、B級公認審判員を指導養成する見識と実力があると認められる者。

(3) 審判実務の指導経験があり、かつその指導内容に於いて本連盟または各都道府県で実施する審判講習会の講師としての実力があると認められる者。

2 B級公認審判員のテスト結果に於ける審査基準を次のとおりとする。

(1) 本連盟主催の全国大会の運営副委員長あるいは副審判長、ブロック大会・都道府県・政令都市大会の運営委員長あるいは審判長として、競技運営の責任を負い、円滑な施行に十分な能力があると認められる者。

(2) 本連盟が主催する全国大会の準決勝・決勝並びに国際競技会の主審及び副審としての実力があると認められる者。

(3) 審判実務の経験が豊かで、C級審判員を指導養成する見識と実力があると認められる者。

3 C級公認審判員のテスト結果に於ける審査基準を次のとおりとする。

(1) 各種STT大会の審判実務及び大会各部門の運営担当を行う十分な能力があると認められる者。

(有効期間及び更新)

第 15 条 公認審判員の有効期間並びに更新は次のとおりとする。

(1) 各公認審判員の有効期間は、認定日から数えて3年度間とする。

(2) 資格を継続する者は、上記(1)の3年度間を経過する前に所定の更新手続きをしなければならない。

(3) 更新手続きは、上記(1)の3年度間に1回以上の更新研修を受講し、所定の更新料を納入するものとする。

(4) 資格を更新した者の有効期間は、直前の資格有効期限の次の年度から3年度間とする。

(5) 更新が遅れた場合でも、1年以内の者は正規の更新日での更新として認める。

(6) 1年を超える場合、事前の手続きにより特例更新を認める。

(7) 3年度目に上級資格を受験する場合は、更新手続きをせずに受験できる。

(8) 昇級講習を受講した者は、更新研修に換えることが出来る。

(講習会費等)

第16条 各公認審判員の資格取得・更新のための、受講・受験料は下表を基準とする。
 なお、会場費などの都合でその都度若干の追加費用を徴収する事がある。

費目	C級	B級	A級
新規認定研修の受講料	5,000	5,000	5,000
新規認定の登録料	5,000	5,000	5,000
認定更新料(3年分)	3,000	5,000	5,000
更新研修の受講料(1回)	2,000	2,000	2,000

2. 認定研修を受け登録料を納入すると、その登録した資格が3年間有効となる。
3. C級の新規登録料は、審判手帳代 500 円、ネームプレート代 2,200 円を含む。
4. B級A級の新規登録料は、ネームプレート代 2,200 円を含む。
5. 更新研修及び昇級研修の受講回数に制限はない。
6. C級新規で分割受講する場合1回目は2,000 円、2回目は3,000 円とする。(2回までとする)

(A級B級審判員不在地区での大会)

第17条 A級・B級公認審判員が不在の地区における全国大会・ブロック大会における正副審判長は、本審判部が派遣するか、大会主管地から申請を受けたC級公認審判員を認可することが出来る。

2 本審判部が認めた者は、各公認審判員の養成講習の講師と認定試験の実施、および更新研修の講師を務めることが出来る。

(認定大会)

第18条 本規程第11条3、第12条3に言う本連盟の認める大会(以下、認定大会)とは、各都道府県もしくは政令指定都市単位の団体が主催もしくは主管する大会で、サウンドテーブルテニスルールにより競技が行われるものを言う。

2 本連盟の認めた大会としての認定(以下、大会認定)を受けようとするときは、その旨の申請を行わねばならない。

3 大会認定を受けるには、その大会の主催者もしくは主管者により以下の事柄を本審判部へ届け、大会認定を申請しなければならない。

- (1)主催者又は主管者名
- (2)大会委員長及び大会審判長名
- (3)審判員名簿
- (4)参加者数

(規程の変更)

第19条 本規程の変更は、本審判部で検討し本連盟総会の議決を経るものとする。

(附則・その他)

第20条 本規程は2005年4月1日から改正施行する。

2014年4月20日より一部改正施行する。